

第六項 暴行脅迫及び個人攻撃の被害者

第六項 暴行脅迫の結果招来せる要員等又ハ行為をシテ認ムル者

(5) 被解雇者状勢

被解雇者矢ノ目文七外ニ名ノ者ハ五月十四日正午榎林工場  
長ニ會見別記(三)ノ復職要亦書ヲ提出即時辞去セリ

(6) 組合側情勢

前記ノ如ク會社ノ態度強硬ナルニ對シ組合側ニ於テハ飽ク  
抵抗争シテ三名ノ復職ヲ迫ルカ 將又抗争ヲ辭ケテ宇徳裡  
ニ交渉ヲ續ケルカノ二途ニ關シテ寄々協議ヲ進メタルカ一  
部中堅分子ハ例ヘ敗北スルトモ此ノ際一戦スヘキ事ヲ強硬  
ニ主張セルニ對シ技工長位長(以上何レニ組合員)等古參  
者ハ之ヲ好マス 「會社ノ態度カ斯ク、如ク強硬ナル以上  
此ノ際斗争ヲ展開スルモ後ヲニ犧牲者ヲ出スシミニシテ効  
果ナキニ付交渉數ヲ以テ臨ムヘシト至極ノ意見一致セサ

ルタメ大衆ニ認ル事トナリ五月十七、十八日、兩日職場内ニ  
於テ出勤者ト不参加者トニ分チテ臨時總會ヲ開催其ノ對策ヲ  
諮リタルニ一般組合員又不参加者ニ賛成セルノミナラス横断  
組織ノ必要説サヘ出テテ遂ニ支部ヲ解散スルコトニ決定  
(詳細別報ノ通り)セリ

七、將來ノ豫想

状況以上ノ通りニシテ十年ノ歴史ヲ有セル組合支部カ一挙  
ニシテ解散ヲ為スニ至リタル裏面ニハ種々會社ノ工作ニ潛  
在スルモノト認メラレ 又強硬分子ハ此ノ間ニ在リテ暗躍  
中ナル為メ其ノ成行嚴重警戒注意中ナルカ目下ノ徹底ナニ  
嚴重等ニ入ル慮ナシト認ム、

右及中(通)報候也